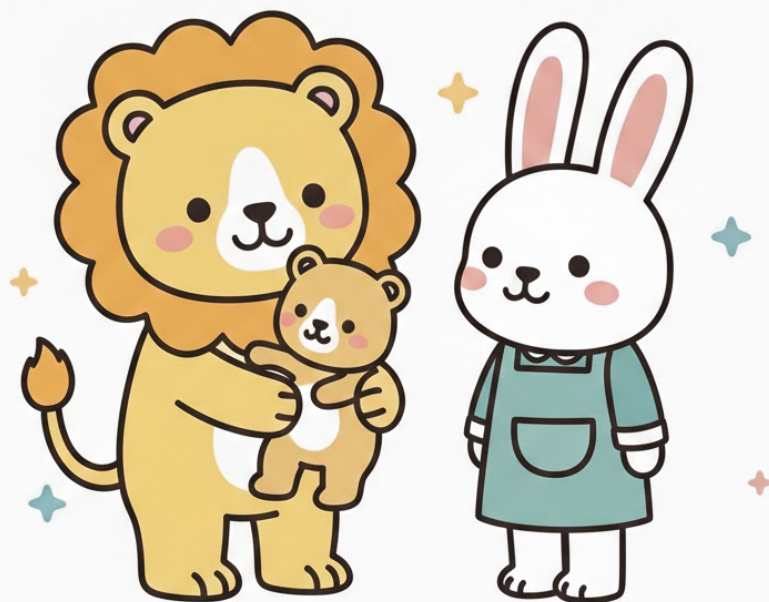


佐久市公立保育所における 医療的ケア児入所のためのご案内



佐久市福祉部こども政策課

1 「医療的ケア」について

本ガイドラインにおける「医療的ケア」とは、疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営む上で必要な行為であって、看護師等が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が認め、かつ当該看護師等が主治医から指示を受けたものとしします。

医療的ケアの具体例としては、次のようなものが挙げられます。

- 喀痰吸引(口腔・鼻腔内)
- 喀痰吸引(気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう・腸ろう)
- 経管栄養(経鼻)
- 導尿
- インスリン注射
- その他医行為

2 医療的ケアの実施要件

(1)対象児童

- 市内に住所を有する児童
- 利用開始年度の4月1日時点で、満1歳の誕生日を迎えている児童
- 保育の必要な事由があり、児童の状態が集団保育に適していると主治医が判断した児童
- 健康状態が安定しており、必要な医療的ケアの内容が固定されている児童

(2)利用日時

保育の利用日及び利用時間は、原則、平日(月～金曜日)の保育短時間(午前8時30分から午後4時まで)以内とします。なお、詳細な利用時間は医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする事由の状況、保育所等における看護師や保育士の受入れ体制等を踏まえ、保育所等と保護者の協議の上、決定することとします。

(3)受入要件

- 児童の状態について主治医等医療機関やデイサービス等の介護施設、保護者、保育所で情報共有ができること
- 入所希望の保育所に担当看護師が配置され、必要な設備や備品等が整えられていること
- 保護者が【様式1 医療的ケア実施依頼書】の同意事項すべてに同意できること

※ 一時保育、誰でも通園での受け入れは実施しておりません。

3 申し込みから入所までの流れ

医療的ケアが必要な児童の場合、保育所の入所申し込みのほかに医療的ケア実施依頼や医師の指示等が必要になるなど、特別な手続きが必要になります。

おおまかな流れは以下のとおりとなります。

(1) 保育所等利用のための事前相談

入所の申込前に市の保健師等と状況の相談や入所の可否などについて事前の相談を行ってください。また受け入れ可能な園を選定するため、園の見学や各園への事前説明などをお願いします。

(2) 入所の申込及び医療的ケア実施依頼書等の提出

受け入れ可能な園の選定後、市の保育園の利用申込期間内に申込を行ってください。また、併せて以下の書類を作成し提出してください。

【提出書類】

- ・様式1 医療的ケア実施依頼書
- ・様式2 医療的ケアに係る主治医意見書
- ・様式3 医療的ケアに係る調査票

(3) 主治医・医療機関等への聞き取り、受け入れ可否の検討

市では保護者や主治医等医療機関に聞き取った内容等を総合的に判断し、受け入れ可否を検討します。また、他の入所希望者と同様に保育所の利用調整を行います。

(4) 看護師等の確保

市では入所希望日に合わせて看護師等の医療的ケア実施者が配置できるよう手配をします。

【提出書類】

- ・様式4 医療的ケアに関する指示書
(必要に応じて「与薬指示書」も提出)
- ・様式5 緊急時対応確認書

※ 入所が決定した場合でも看護師の確保などうけいれ準備が整うまでの間は入所保留となります。

(5) 入所および医療的ケア実施の決定・通知

保育所における医療的ケアが可能であると判断され、入所園が調整により決定した場合は、保育所の利用決定通知および医療的ケア実施通知(「様式6 医療的ケア実施通知書」)を保護者宛てに送付します。

(6)面談

入所する保育所で医療的ケアの実施について「様式7 医療的ケア実施計画書」を作成し、保育所で実施する医療的ケアについて十分な内容の説明・確認を行います。

【提出書類】

・様式8 医療的ケア実施承諾書

また、必要な機器や消耗品等の準備や、物品の持ち込み、持ち帰りのタイミングなどの詳細について打合せを行います。

主な確認・調整内容

- 医療的ケアの範囲と手順
- 医療的ケアに必要な環境整備
- 必要物品及び管理方法
- 廃棄物の取り扱い
- 保育活動への参加程度
- 緊急時の対応、連絡先
- 担当看護師不在時の対応について
- 災害時の対応について
- 医療・福祉サービスとの連携等について

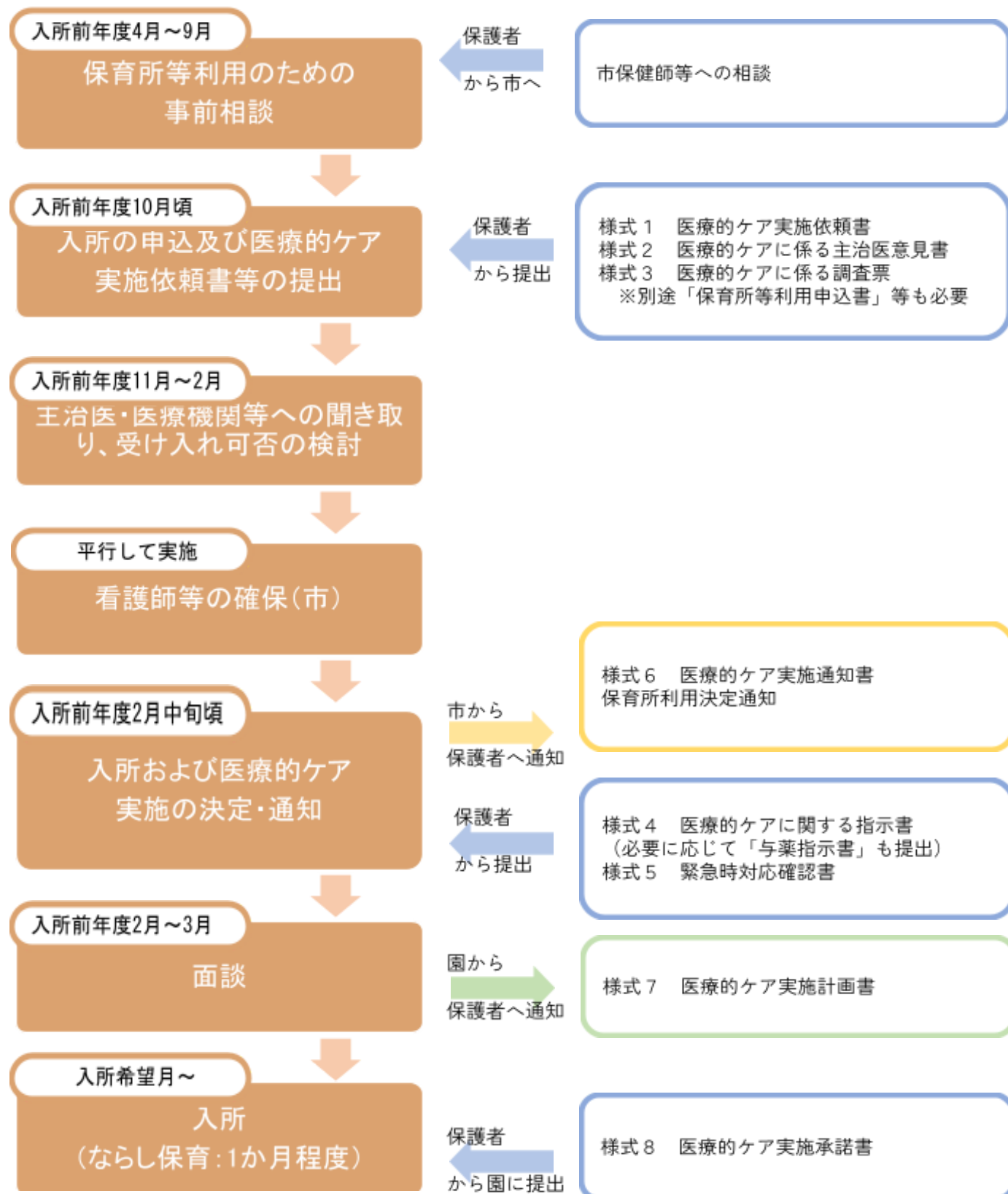
(7)入所

入所当初、児童が集団生活に慣れるとともに、担当看護師等が医療的ケアに習熟するまではならし保育期間とし、必要に応じて保護者の同行のうえ、医療的ケアの実施方法等について相互に確認を行います。(しばらくの間、通園時間は園内で保護者の方に待機いただくこともあります。)

保護者不在でも保育所において医療的ケアが実施可能となった時点で本格的な入所となります。(おおよそ1か月程度が目安ですが、状況により前後します。)



【医療的ケア児の入所までの流れ】



※これは基本的な流れであり、医療的ケアの内容等によって順番が前後・並行する場合があります。
 ※様式2および様式4については、様式の内容を満たしていれば任意様式でも可能です。